

### 第3章 天橋立周辺地域景観計画

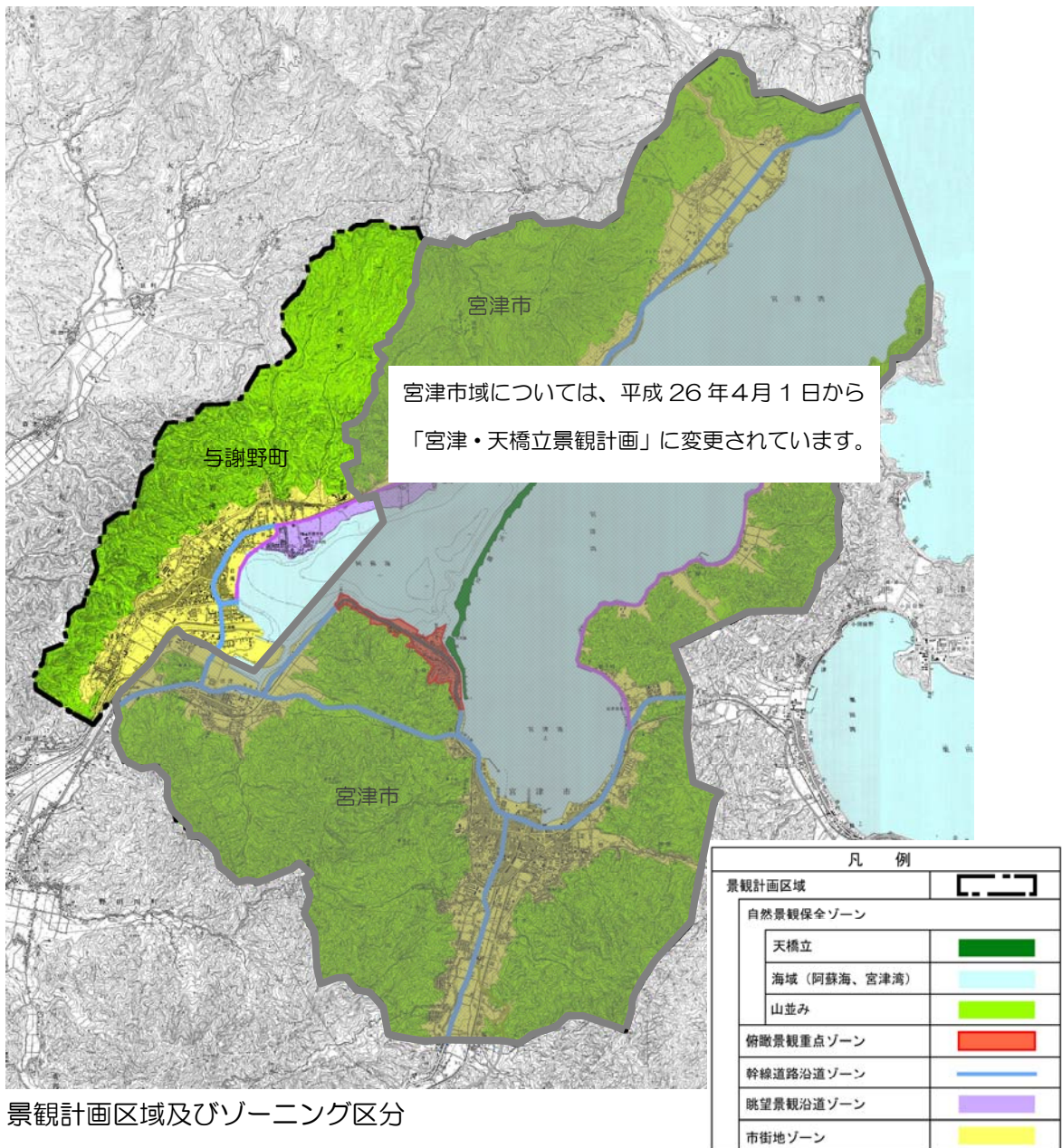
---

1 景観計画の区域

(1) 景観計画の区域

〈区域設定の考え方〉

- 天橋立周辺地域においては、自然景観と歴史的・文化的景観が地域の随所に点在し、それらが織りなす眺望景観は、この地に生活する人々や訪れる人々に潤いと安らぎを与え続けており、心象的風景として、天橋立周辺の景観を形づくっている。
- こうした眺望景観を守り、育て、将来に継承し、天橋立を中心とした、山並みや海域、沿岸域における良好な景観を維持していくために、天橋立と一体的な景観を形成している阿蘇海、宮津湾や周囲を取り囲む山並みの主尾根から海岸線までの範囲を基本とし、景観計画区域を次図のとおり設定する。



景観計画区域及びゾーニング区分

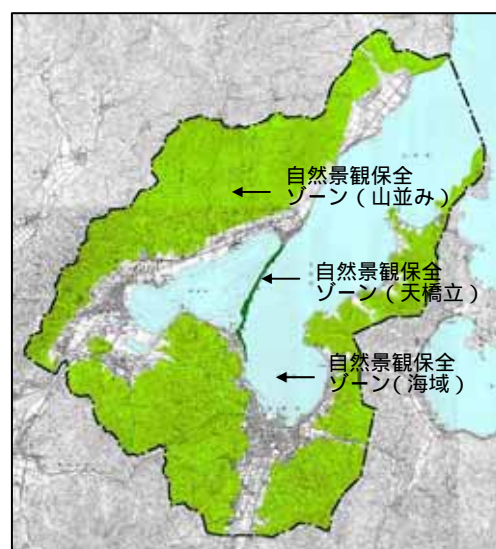
## (2) 景観計画区域におけるゾーンの考え方

区域においては、天橋立を中心とした山並みや海域、沿岸域における市街地等、様々な土地利用や景観特性に応じた景観が形成されており、一定の景観特性を有したまとまりをゾーンとしてとらえて、景観形成基準を設定するものとする。

ゾーニング	対象区域 (区域面積約 8,260 ha)
自然景観保全ゾーン	・「天橋立」「海域」及びその周囲を取り巻く「山並み」の区域
俯瞰景観重点ゾーン	・天橋立の主要な視点場(天橋立ビューランド、傘松公園)から良好な俯瞰が得られる区域(天橋立を中心とした100°の範囲)
幹線道路沿道ゾーン	・沿岸域に形成された主要な市街地を結ぶ周回道路としての機能を有する幹線道路の沿道区域
眺望景観沿道ゾーン	・天橋立公園内から対岸の沿岸域へ眺望が得られる区域及び天橋立を眺望する沿岸域の区域
市街地ゾーン	・天橋立周辺の沿岸域に形成された市街地や田園等を含め、他のゾーンを除く区域

### 自然景観保全ゾーン

天橋立を中心として、山並みと海域が織りなす豊かな自然景観は、天橋立への眺望景観の背景をなす重要な景観要素であることから、「天橋立」、阿蘇海と宮津湾の「海域」及びその周囲を取り巻く「山並み」の範囲を「自然景観保全ゾーン」とする。



### 俯瞰景観重点ゾーン

天橋立の周囲の丘陵の頂や中腹には、古くから天橋立を俯瞰することができる複数の視点場が存在しており、地域住民や来訪者からもその眺望が親しまれている。これらの視点場のうち、傘松公園(府中地区)及び天橋立ビューランド(文珠地区)(これ以降主要な視点場という。)は、近傍のまち並みまでの距離が近接しており、天橋立とまち並みが一体的に眺望でき、天橋立周辺を代表する象徴的な俯瞰景観を有している。

また、俯瞰されるまち並み付近には、籠神社や真名井神社(府中地区)、智恩寺(文珠地区)等の歴史的建造物が存在し、その周辺は閑静な佇まい見せ、その周辺のまち並みと歴史的建造物が調和した景観を呈しており、より一層の趣を感じさせる要素となっている。これら良好な俯瞰景観のために、重点的な景観形成が必要な地区を俯瞰景観重点ゾーンとする。

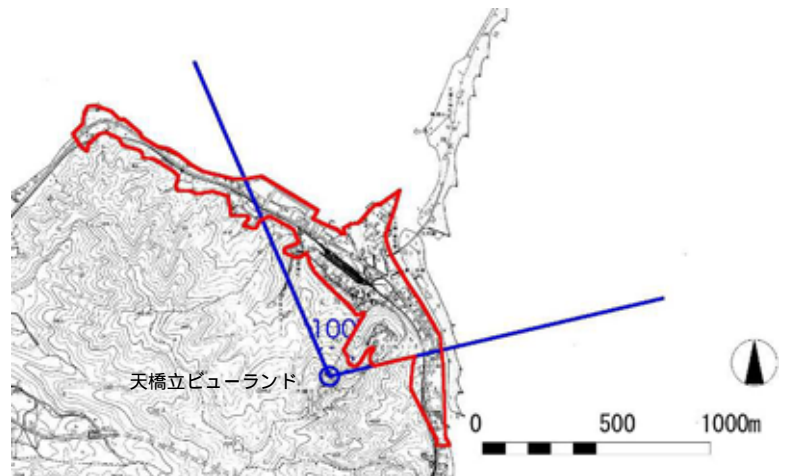
### 俯瞰景観重点ゾーン（文珠地区）

#### 地区の特徴

天橋立の南端に位置し、古くから智恩寺の門前町として栄えたまち。土産物屋や宿泊施設等が集積する地域

#### 地区の範囲

地区に隣接する丘陵に位置する主要な視点場（天橋立ビューランド）から俯瞰される範囲（展望施設からの可視領域 100° の範囲）を基本とし、沿岸や沿道のまちのつながりを配慮した範囲



面積：約 38ha

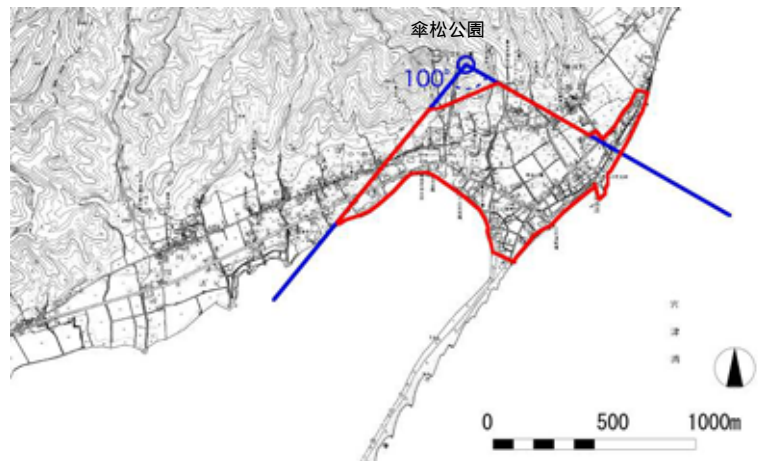
### 俯瞰景観重点ゾーン（府中地区）

#### 地区の特徴

天橋立の北端に位置し、籠神社及び真名井神社等の歴史的資源や沿岸部のまち並みが特徴的な地域

#### 地区の範囲

地区に隣接する丘陵に位置する主要な視点場（傘松公園）から俯瞰される範囲（展望施設からの可視領域 100° の範囲）を基本とし、沿岸や沿道のまちのつながりを配慮した範囲

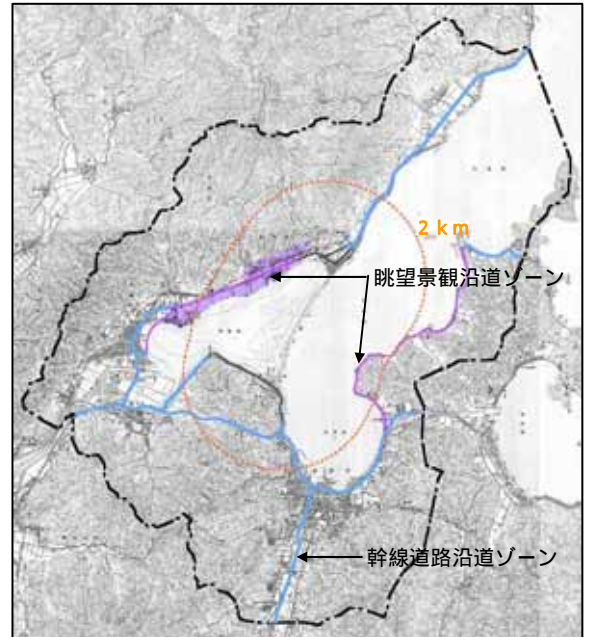


面積：約 57ha

## 幹線道路沿道ゾーン

天橋立周辺地域の幹線道路沿道は、来訪者等が最初に目にするまちの景観であるとともに、沿岸域に形成された主要な市街地を結ぶ周回道路としての機能を有することから、良好な沿道景観を形成していくために、「幹線道路沿道ゾーン」として区分する。

国道176号・178号、府道宮津養父線・綾部大江宮津線・栗田半島線、都市計画道路岩滝海岸線(いずれも景観計画区域内に存在するものに限る。(以下幹線道路という。))の道路端から幅25mの沿道区域(俯瞰景観重点ゾーン及び眺望景観沿道ゾーンの区域を除く。)を対象とする。



## 眺望景観沿道ゾーン

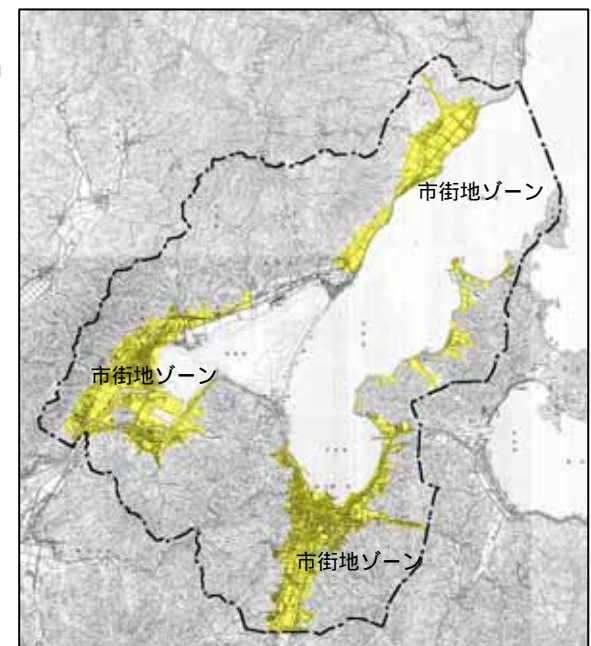
天橋立から眺望される対岸の沿岸域については、天橋立からの眺望景観及び天橋立への眺望景観を維持、保全していくために、「眺望景観沿道ゾーン」として幹線道路を区分する。

天橋立を視点場として、対岸の沿岸域へ眺望が得られる範囲とする。(天橋立から概ね2 kmの範囲の沿岸部。ただし、俯瞰景観重点ゾーンの区域を除く。)

該当する範囲の幹線道路の道路端から幅25mの区域を基本とし、幹線道路の海岸線側は、道路から海岸線までの全ての範囲とする。

## 市街地ゾーン

天橋立周辺の沿岸域に形成されたまち並みや田園等を含め、上記のゾーンを除く範囲を「市街地ゾーン」とする。



## 2 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

### (1) 景観形成に当たってのメインテーマ

天橋立の象徴的景観を守るための眺望景観の保全

天橋立や周辺の山並みへの眺望は、日本を代表する象徴的景観であり、地域の心象的風景として守るべき存在であることから、天橋立を中核とした大景域の景観保全を図る。

天橋立と一体的に眺望される象徴的な俯瞰景観は、地域住民や来訪者から親しまれていることや天橋立との歴史的なつながりなどから、俯瞰される眺望景観の保全を図る。

### (2) 眺望景観保全のための景観形成方針

景観形成に当たってのメインテーマを踏まえ、天橋立を中心とした周辺の恵まれた環境と特性を守り、育て、将来に継承していくための景観類型別の景観形成の基本方針は次のとおりとする。

ゾーニング	対象地域	対象となる要素と景観形成の基本方針
自然景観保全ゾーン	天橋立	天橋立公園 ・眺望景観の象徴的存在として保全
	海域	阿蘇海、宮津湾 ・天橋立と一体となった景観を形成する領域として保全
	山並み	周囲の山林丘陵地 ・天橋立や沿岸域の背景を構成する景観の骨格として保全
俯瞰景観重点ゾーン	文珠地区、府中地区	・主要な視点場からの天橋立と一体的に眺望される俯瞰景観を保全する景観形成を誘導
幹線道路沿道ゾーン	国道 176 号・178 号、府道宮津養父線・綾部大江宮津線・栗田半島線、都市計画道路岩滝海岸線の沿道	・天橋立への来訪者のアプローチにふさわしい景観形成を誘導 ・幹線道路の沿道景観の調和に配慮した景観形成を誘導
眺望景観沿道ゾーン	国道 178 号、府道宮津養父線・栗田半島線、都市計画道路岩滝海岸線の一部区間及び沿岸域	・沿道から天橋立への眺望及び天橋立から眺望される沿岸域、山並みへの眺望に配慮した景観形成を誘導
市街地ゾーン	市街地や田園等、他のゾーンを除く区域	・天橋立への大景域での眺望景観を保全するため、主たる景観の構成要素である山並みに配慮した景観形成を誘導

## 自然景観保全ゾーンにおける景観形成

### 1) 天橋立

#### 眺望景観の象徴的存在として保全

##### 松並木と砂嘴の保全

- ・天橋立の松並木の良好な環境を維持創造するために、土壌の肥沃化の抑制、樹木密度のコントロールなど、適切な植生管理を行う。
- ・天橋立の環境保全とのバランスを保ちながら適切な利用に係る維持管理を行い、天橋立の良好な景観の維持、保全を図る。

### 2) 海域

#### 天橋立と一体となった景観を形成する領域として保全

##### 海域の良好な維持管理

- ・海域は眺望景観の礎に相当する存在である。また、水辺は人に対して潤いを感じさせる場所でもあり、海域の環境保全は景観形成上、重要な要素である。
- ・阿蘇海、宮津湾の水質浄化に向けた取組みを推進する。

### 3) 山並み

#### 天橋立や沿岸域の背景を構成する景観の骨格として保全

##### 眺望景観の借景となる山並みの保全

- ・沿岸域の借景となり連なる山並みは、その山容と豊かな自然を保全する。
- ・山頂付近に位置する展望施設や周辺施設等は、周囲の自然や植生等への配慮を行う。

##### 山林の適正な利用と維持管理

- ・竹林の侵食など山林の荒廃にして適切な維持管理対策を行う。

## 俯瞰景観重点ゾーンにおける景観形成

#### 主要な視点場からの天橋立と一体的に眺望される俯瞰景観を保全するため、眼下のまち並みと天橋立との調和に配慮した景観形成を誘導

##### 天橋立との調和に配慮した景観の維持・創出

- ・ゾーン内の建築物は形態・意匠に配慮し、良好な俯瞰景観保全のため、風格ある景観を形成する。
- ・低層の住宅が軒を連ねる家並みは、隣接する建物との連続性に配慮したまち並み景観を形成する。
- ・天橋立の存在感が引き立つような景観形成を進めるため、建築物の屋根形状や色彩等の景観誘導を図る。
- ・歴史的な建造物の隣接地においては、その閑静な佇まいに配慮した景観を形成する。
- ・天橋立の松並木との連続性に配慮した敷地内緑化を推進する。

##### 海辺やその周辺の自然に配慮した空間の維持・創出

- ・天橋立に隣接する海浜部は、白砂青松の特徴的景観を維持保全するために、周辺の松林を適切に維持保全するとともに、良好な自然環境にふさわしい落ち着いた感じのある海浜景観を形成する。
- ・海岸線や既存水路等の親水性を高め、松林等の緑との調和に配慮した地域性の感じられる景観を形成する。

隣接するまち並み等に対する景観配慮

- ・敷地内の接道部の緑化や修景を行うなど、周辺と調和した景観を形成する。

## 幹線道路沿道ゾーンにおける景観形成

天橋立への来訪者のアプローチにふさわしい景観形成を誘導

幹線道路の沿道景観の調和に配慮

- ・幹線道路に面する建築物や工作物は、周辺の山並み等自然景観との調和に配慮した沿道景観を形成する。
- ・幹線道路沿道において、低層の住宅や店舗等が軒を連ねるまち並みでは、隣接する建築物との連続性に配慮した沿道景観を形成する。
- ・道路沿道における屋外広告物等は適切な規制・誘導により、良好な街路景観を形成する。

## 眺望景観沿道ゾーンにおける景観形成

沿道から天橋立への眺望及び天橋立から眺望される沿岸域、山並みへの眺望景観に配慮した景観形成を誘導

天橋立から眺望される沿道のまち並みに対する配慮

- ・幹線道路の沿道や海岸線に立地する建築物等は、沿道から眺める天橋立や天橋立から眺める対岸への眺望に配慮し、規模や配置を工夫する等、「みる・みられる」関係を大切にした景観を形成する。
- ・幹線道路沿道の街路景観の形成を図るとともに、天橋立から眺望される宅地や田園等農地では、屋外広告物の適切な規制・誘導により、良好な眺望に配慮した景観を形成する。

## 市街地ゾーンにおける景観形成

天橋立への大景域での眺望景観を保全するため、主たる景観の構成要素である山並みに配慮した景観形成を誘導

天橋立から眺望されるまち並みに対する配慮

- ・沿岸域に立地する建築物や海岸線近くにあるまち並みは、対岸からの眺望や天橋立から眺望されることから、沿岸域に建つ大規模な建築物等は、規模や配置を工夫する等、眺望景観に配慮した景観を形成する。

周辺への眺望景観に大きな影響を及ぼす大規模建築物や工作物等に対する配慮

- ・背景の山並みや隣接する田園風景等との調和に配慮した建築物等の景観誘導を図る。
- ・隣接する山並みや近接する緑地等に配慮した建物や敷地周辺の景観の形成を図る。

地域の特性に応じた良好なまち並みに対する配慮

- ・歴史的資源等の隣接地においては、それら資源周辺の松林等緑地の自然の潤いや歴史的な景観に配慮したまち並み景観を形成する。
- ・市街地や集落内に残るまとまった緑地等樹林は、まちなかの貴重な緑として適切な保全を図る。
- ・敷地内の緑化を推進し、潤いの感じられる景観を創出する。



### 3 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

---

#### (1) 良好な景観の形成のための行為の制限に関する基本事項

天橋立を中心とした良好な景観を保全し、天橋立や主要な視点場（p 3 - 2 に記載のとおり。（以下、本節において同じ。））から眺望される良好な景観の形成を推進するため、景観計画区域を区分した5つのゾーンにおいて、景観法第8条第2項第3号の規定による良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項を定める。

#### (2) 条例で定める届出を要する行為

景観法第16条第1項第4号の規定により条例で定める行為のうち本景観計画で届出を要する行為は、以下のとおりとする。

- ・土地の開墾、土石の採取、鉋物の掘採その他の土地の形質の変更
- ・木竹の伐採
- ・屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積<sup>たい</sup>
- ・水面の埋立て
- ・特定照明

### (3) 建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更又は色彩の変更基準

建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更に係る良好な景観形成のための制限については、各ゾーン毎に景観形成基準（景観法第16条第3項若しくは第6項又は第17条第1項の規定による規制又は措置の基準をいう。（以下同じ。））を次のとおり定める。

#### 自然景観保全ゾーンにおける景観形成基準

##### 1) 届出対象行為

行為の種類	対象となるもの
建築物の新築、増築、改築又は移転	当該行為に係る部分の床面積の合計が10㎡を超えるもの
建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「外観変更」という。）	上記建築物の外観変更に係る部分の見付面積の合計が10㎡を超えるもの

##### 2) 景観形成基準

項目	景観形成基準													
形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天橋立からの眺望に配慮し、大規模建築物（延べ面積 1,000 ㎡を超える建築物をいう。（以下この表において同じ。））については、桁行き方向が天橋立に面して設置されない等建築物の向きに配慮した配置とする。</li> <li>・建築物の高さは、天橋立から眺めた場合、後背地の山の稜線を分断しないようにする。</li> </ul>													
意匠	外壁等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模建築物については、外壁の色彩、構造及び仕上げ材を、均一で単調な壁面としない。</li> </ul>												
	屋根等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勾配屋根（勾配屋根の形状を示したパラペット等を含む。）とする。</li> <li>ただし、勾配のある軒が設置された建築物については、この限りでない。</li> <li>・屋上緑化を施し、又は太陽光パネル（知事が別に仕様を定めるものに限る。）を設置した建築物については、上記の規定は適用しない。</li> </ul>												
	屋上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・塔屋部の位置、規模及び形態意匠については、建築物本体と均整がとれたものとする。</li> </ul>												
	建築設備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機械設備、屋外階段、バルコニー等の位置、規模及び形態意匠は、建築物本体と均整がとれたものとする。</li> <li>・天橋立や幹線道路から、建築物の機械設備が直接見えないように設置する。</li> </ul>												
	材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・背景の山並み景観やまち並み景観を阻害しないよう、金属やガラスなど光沢性のある材料を外壁の全面に均一に使用しない。</li> </ul>												
色彩	外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の基調となる外壁の色彩は、次のマンセル表色系で示された範囲とする。</li> <li>ただし、建築物の外壁において、着色していない木材（焼杉板等を含む。）、漆喰壁等の材料によって仕上げられる部分の色彩、又は外壁の見付面積の5分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩はこの限りではない。</li> </ul>												
		<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;">色相</td> <td style="width: 33%;">明度</td> <td style="width: 33%;">色相</td> <td style="width: 33%;">彩度</td> </tr> <tr> <td>5YR～2.5Y</td> <td>8～5</td> <td>10R～2.5Y</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>上記の色相以外</td> <td>7～5</td> <td>上記の色相以外</td> <td>1以下</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;">無彩色</td> <td style="width: 67%;">N7～N5</td> </tr> </table>	色相	明度	色相	彩度	5YR～2.5Y	8～5	10R～2.5Y	3以下	上記の色相以外	7～5	上記の色相以外	1以下
色相	明度	色相	彩度											
5YR～2.5Y	8～5	10R～2.5Y	3以下											
上記の色相以外	7～5	上記の色相以外	1以下											
無彩色	N7～N5													
敷地	<table border="1"> <tr> <td>植栽</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・天橋立や主要な視点場からの眺望に配慮し、建築物の外周や敷地外周部に緑地を配置する。</li> <li>ただし、土地の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。</li> </ul> </td> </tr> </table>	植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天橋立や主要な視点場からの眺望に配慮し、建築物の外周や敷地外周部に緑地を配置する。</li> <li>ただし、土地の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。</li> </ul>											
植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天橋立や主要な視点場からの眺望に配慮し、建築物の外周や敷地外周部に緑地を配置する。</li> <li>ただし、土地の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。</li> </ul>													

## 俯瞰景観重点ゾーンにおける景観形成基準

### 1) 届出対象行為

行為の種類	対象となるもの
建築物の新築、増築、改築 又は移転	当該行為に係る部分の床面積の合計が10㎡を超えるもの
建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(以下「外観変更」という。)	上記建築物の外観変更に係る部分の見付面積の合計が10㎡を超えるもの

### 2) 景観形成基準

項目	景観形成基準	
形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路に面した部分の軒又は庇の高さを揃えることにより、まち並み景観の連続性を乱さない。</li> <li>・天橋立からの眺望及び幹線道路から天橋立への眺望に配慮し、大規模建築物(延べ面積1,000㎡を超える建築物をいう。(以下この表において同じ。))については、桁行き方向が天橋立に面して設置されない等建築物の向きに配慮した配置とする。</li> <li>・建築物の高さは、天橋立から眺めた場合、後背地の山の稜線を分断しないようにする。</li> </ul>	
意匠	外壁等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模建築物については、外壁の色彩、構造及び仕上げ材を、均一で単調な壁面としない。</li> </ul>
	屋根等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根材及び屋根構造は、和瓦の勾配屋根とする。</li> <li>ただし、屋根材の規定は、次の(1)から(4)までの建築物について、屋根構造の規定は、(3)及び(4)の建築物について、適用しない。</li> <li>(1) 建築物の改築又は外観の変更において、和瓦を使用することが構造上、支障がある場合で、和瓦と同等の風情有し、耐久性、耐候性に配慮した金属板等その他屋根材を使用することにより、地域の良い景観形成を図ることができると認められるもの</li> <li>(2) 4階建以上の建築物において、和瓦を使用することが耐風上、支障があると認められる場合で、和瓦と同等の風情有し、耐久性、耐候性に配慮した金属板等その他屋根材を使用することにより、地域の良い景観形成を図ることができると認められるもの</li> <li>(3) 文化財保護法第27条の規定による重要文化財並びに京都府文化財保護条例の規定による京都府指定有形文化財に指定されている建造物及びこれと一体をなしてその価値を形成している土地に立地する建築物で、その価値を形成している環境を保存するため必要があると認められるもの</li> <li>(4) 付属建築物その他小規模な建築物(床面積30㎡以下の小規模な建築物をいう。)</li> <li>・屋上緑化を施し、又は太陽光パネル(知事が別に仕様を定めるものに限る。)を設置した建築物については、上記の規定は適用しない。</li> <li>・屋根勾配や向き、軒又は庇の高さや出幅を揃え、まち並み景観の連続性を乱さない。</li> </ul>
	屋上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・塔屋部の位置、規模及び形態意匠については、建築物本体と均整がとれたものとする。</li> </ul>
	建築設備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機械設備、屋外階段、バルコニー等の位置、規模及び形態意匠は、建築物本体と均整がとれたものとする。</li> <li>・天橋立や主要な視点場から、建築物の機械設備が直接見えないように設置する。</li> </ul>
	材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・背景の山並み景観やまち並み景観を阻害しないよう、金属やガラスなど光沢性のある材料を外壁の全面に均一に使用しない。</li> </ul>

色彩	外壁	<p>次のいずれかの建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地階を除く階数が4以上の建築物</li> <li>・ 高さが12mを超える建築物</li> <li>・ 床面積の合計が1,000㎡を超える建築物</li> </ul> <p>・ 建築物の基調となる外壁の色彩は、次のマンセル表色系で示された範囲とする。 ただし、建築物の外壁において、着色していない木材(焼き杉板等を含む。)、漆喰壁等の材料によって仕上げられる部分の色彩、又は外壁の見付面積の5分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩はこの限りではない。</p> <table border="1"> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> <tr> <td>5YR～2.5Y</td> <td>8～5</td> <td>10R～2.5Y</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>上記の色相以外</td> <td>7～5</td> <td>上記の色相以外</td> <td>1以下</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>無彩色</td> <td>N7～N5</td> </tr> </table>	色相	明度	色相	彩度	5YR～2.5Y	8～5	10R～2.5Y	3以下	上記の色相以外	7～5	上記の色相以外	1以下	無彩色	N7～N5
	色相	明度	色相	彩度												
5YR～2.5Y	8～5	10R～2.5Y	3以下													
上記の色相以外	7～5	上記の色相以外	1以下													
無彩色	N7～N5															
	それ以外の建築物	<p>・ 建築物の基調となる外壁の色彩は、次のマンセル表色系で示された範囲とする。 ただし、建築物の外壁において、着色していない木材(焼き杉板等を含む。)、漆喰壁等の材料によって仕上げられる部分の色彩、又は外壁の見付面積の5分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩はこの限りではない。</p> <table border="1"> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> <tr> <td>5YR～2.5Y</td> <td>9～5</td> <td>10R～2.5Y</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>上記の色相以外</td> <td>7～5</td> <td>上記の色相以外</td> <td>1以下</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>無彩色</td> <td>N7～N5</td> </tr> </table>	色相	明度	色相	彩度	5YR～2.5Y	9～5	10R～2.5Y	4以下	上記の色相以外	7～5	上記の色相以外	1以下	無彩色	N7～N5
色相	明度	色相	彩度													
5YR～2.5Y	9～5	10R～2.5Y	4以下													
上記の色相以外	7～5	上記の色相以外	1以下													
無彩色	N7～N5															
	屋根	<p>・ 屋根の色彩は、次のマンセル表色系で示された範囲とする。 ただし、上記規定は、次の(1)及び(2)の建築物について適用しない。</p> <p>(1) 文化財保護法第27条の規定による重要文化財並びに京都府文化財保護条例の規定による京都府指定有形文化財に指定されている建造物及びこれと一体をなしてその価値を形成している土地に立地する建築物で、その価値を形成している環境を保存するため必要があると認められるもの</p> <p>(2) 付属建築物その他小規模な建築物(床面積30㎡以下の小規模な建築物をいう。)</p> <table border="1"> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> <tr> <td>10R～2.5Y</td> <td>4以下</td> <td>3以下</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>無彩色</td> <td>N4以下</td> </tr> </table>	色相	明度	彩度	10R～2.5Y	4以下	3以下	無彩色	N4以下						
色相	明度	彩度														
10R～2.5Y	4以下	3以下														
無彩色	N4以下															
敷地	植栽	<p>・ 天橋立や主要な視点場からの眺望に配慮し、建築物の外周や敷地外周部に緑地を配置する。 ただし、土地の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。</p>														

## 幹線道路沿道ゾーンにおける景観形成基準

### 1) 届出対象行為

行為の種類	対象となるもの
建築物の新築、改築又は移転	次のいずれかの建築物 ・地階を除く階数が4以上の建築物 ・高さが12mを超える建築物 ・床面積の合計が1,000㎡を超える建築物
建築物の増築	増築後の建築物が、上記のいずれかに該当するもの
建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「外観変更」という。）	上記のいずれかに該当する建築物の外観変更に係る部分の見付面積の合計が10㎡を超えるもの

### 2) 景観形成基準

項目	景観形成基準															
意匠	外壁等	・大規模建築物（延べ面積1,000㎡を超える建築物をいう。（以下この表において同じ。））については、外壁の色彩、構造及び仕上げ材を、均一で単調な壁面としない。														
	屋根等	・勾配屋根（勾配屋根の形状を示したパラペット等を含む）とするか、又は勾配のある軒若しくは庇を設置する。 ・屋上緑化を施し、又は太陽光パネル（知事が別に仕様を定めるものに限る。）を設置した建築物については、上記の規定は適用しない。														
	屋上	・塔屋部の位置、規模及び形態意匠については、建築物本体と均整がとれたものとする。														
	建築設備等	・機械設備、屋外階段、バルコニー等の位置、規模及び形態意匠は、建築物本体と均整がとれたものとする。 ・天橋立や幹線道路から、建築物の機械設備が直接見えないよう設置する。														
	材料	・背景の山並み景観やまち並み景観を阻害しないよう、金属やガラスなど光沢性のある材料を外壁の全面に均一に使用しない。														
色彩	外壁	・建築物の基調となる外壁の色彩は、次のマンセル表色系で示された範囲とする。 ただし、建築物の外壁において、着色していない木材(焼き杉板等を含む。)、漆喰壁等の材料によって仕上げられる部分の色彩、又は外壁の見付面積の5分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩はこの限りではない。														
		<table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5YR ~ 2.5Y</td> <td>8 ~ 5</td> </tr> <tr> <td>上記の色相以外</td> <td>7 ~ 5</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="display: inline-table;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10R ~ 2.5Y</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>上記の色相以外</td> <td>1以下</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="display: inline-table; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>無彩色</th> <th>N 7 ~ N 5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	色相	明度	5YR ~ 2.5Y	8 ~ 5	上記の色相以外	7 ~ 5	色相	彩度	10R ~ 2.5Y	3以下	上記の色相以外	1以下	無彩色	N 7 ~ N 5
色相	明度															
5YR ~ 2.5Y	8 ~ 5															
上記の色相以外	7 ~ 5															
色相	彩度															
10R ~ 2.5Y	3以下															
上記の色相以外	1以下															
無彩色	N 7 ~ N 5															
敷地	植栽	・周辺環境との調和に配慮し、建築物の外周や敷地外周部に緑地を配置する。 ただし、土地の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。														

## 眺望景観沿道ゾーンにおける景観形成基準

### 1) 届出対象行為

行為の種類	対象となるもの
建築物の新築、改築又は移転	次のいずれかの建築物 ・地階を除く階数が4以上の建築物 ・高さが12mを超える建築物 ・床面積の合計が1,000㎡を超える建築物
建築物の増築	増築後の建築物が、上記のいずれかに該当するもの
建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「外観変更」という。）	上記のいずれかに該当する建築物の外観変更に係る部分の見付面積の合計が10㎡を超えるもの

### 2) 景観形成基準

項目	景観形成基準															
形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天橋立からの眺望に配慮し、大規模建築物（延べ面積 1,000 ㎡を超える建築物をいう。（以下この表において同じ。））については、桁行き方向が天橋立に面して設置されない等建築物の向きに配慮した配置とする。</li> <li>・建築物の高さは、天橋立から眺めた場合、後背地の山の稜線を分断しないようにする。</li> </ul>															
意匠	外壁等	・大規模建築物については、外壁の色彩、構造及び仕上げ材を、均一で単調な壁面としない。														
	屋根等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勾配屋根（勾配屋根の形状を示したパラペット等を含む）とするか、又は勾配のある軒若しくは庇を設置する。</li> <li>・屋上緑化を施し、又は太陽光パネル（知事が別に仕様を定めるものに限る。）を設置した建築物については、上記の規定は適用しない。</li> <li>・屋根勾配や向き、軒又は庇の高さや出幅を揃え、沿道景観の連続性を乱さない。</li> </ul>														
	屋上	・塔屋部の位置、規模及び形態意匠については、建築物本体と均整がとれたものとする。														
	建築設備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機械設備、屋外階段、バルコニー等の位置、規模及び形態意匠は、建築物本体と均整がとれたものとする。</li> <li>・天橋立や幹線道路から、建築物の機械設備が直接見えないよう設置する。</li> </ul>														
	材料	・背景の山並み景観やまち並み景観を阻害しないよう、金属やガラスなど光沢性のある材料を外壁の全面に均一に使用しない。														
色彩	外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の基調となる外壁の色彩は、次のマンセル表色系で示された範囲とする。ただし、建築物の外壁において、着色していない木材（焼き杉板等を含む。）、漆喰壁等の材料によって上げられる部分の色彩、又は外壁の見付面積の5分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩はこの限りではない。</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5YR ~ 2.5Y</td> <td>8 ~ 5</td> <td>10R ~ 2.5Y</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>上記の色相以外</td> <td>7 ~ 5</td> <td>上記の色相以外</td> <td>1以下</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td>N 7 ~ N 5</td> </tr> </tbody> </table>	色相	明度	色相	彩度	5YR ~ 2.5Y	8 ~ 5	10R ~ 2.5Y	3以下	上記の色相以外	7 ~ 5	上記の色相以外	1以下	無彩色	N 7 ~ N 5
		色相	明度	色相	彩度											
5YR ~ 2.5Y	8 ~ 5	10R ~ 2.5Y	3以下													
上記の色相以外	7 ~ 5	上記の色相以外	1以下													
無彩色	N 7 ~ N 5															
敷地	植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺環境との調和に配慮し、建築物の外周や敷地外周部に緑地を配置する。ただし、土地の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。</li> </ul>														

## 市街地ゾーンにおける景観形成基準

### 1) 届出対象行為

行為の種類	対象となるもの
建築物の新築、改築又は移転	次のいずれかの建築物 ・地階を除く階数が4以上の建築物 ・高さが12mを超える建築物 ・床面積の合計が1,000㎡を超える建築物
建築物の増築	増築後の建築物が、上記のいずれかに該当するもの
建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「外観変更」という。）	上記のいずれかに該当する建築物の外観変更に係る部分の見付面積の合計が10㎡を超えるもの

### 2) 景観形成基準

項目	景観形成基準															
意匠	外壁等	・大規模建築物（延べ面積1,000㎡を超える建築物をいう。（以下この表において同じ。））については、外壁の色彩、構造及び仕上げ材を、均一で単調な壁面としない。														
	屋根等	・勾配屋根（勾配屋根の形状を示したパラペット等を含む）とするか、又は勾配のある軒若しくは庇を設置する。 ・屋上緑化を施し、又は太陽光パネル（知事が別に仕様を定めるものに限る。）を設置した建築物については、上記の規定は適用しない。														
色彩	外壁	・建築物の基調となる外壁の色彩は、次のマンセル表色系で示された範囲とする。 ただし、建築物の外壁において、着色していない木材（焼き杉板等を含む。）、漆喰壁等の材料によって仕上げられる部分の色彩、又は外壁の見付面積の5分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩はこの限りではない。														
		<table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5YR ~ 2.5Y</td> <td>8 ~ 5</td> </tr> <tr> <td>上記の色相以外</td> <td>7 ~ 5</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="display: inline-table;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10R ~ 2.5Y</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>上記の色相以外</td> <td>1以下</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="display: inline-table;"> <thead> <tr> <th>無彩色</th> <th>N 7 ~ N 5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	色相	明度	5YR ~ 2.5Y	8 ~ 5	上記の色相以外	7 ~ 5	色相	彩度	10R ~ 2.5Y	3以下	上記の色相以外	1以下	無彩色	N 7 ~ N 5
色相	明度															
5YR ~ 2.5Y	8 ~ 5															
上記の色相以外	7 ~ 5															
色相	彩度															
10R ~ 2.5Y	3以下															
上記の色相以外	1以下															
無彩色	N 7 ~ N 5															
敷地	植栽	・周辺環境との調和に配慮し、建築物の外周や敷地外周部に緑地を配置する。 ただし、土地の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。														

### 建築物の景観形成基準の適用に関する特例

知事が、当該建築物が存する地域の景観形成に支障がないと認めたものについては、その認定の範囲内において景観形成基準を適用しないことができる。ただし、認定を行うに当たっては、あらかじめ、良好な景観の形成に関して知事が設置した審議会等の意見を聴かなければならない。また、知事は、認定を行うに当たっては、地域の景観形成を図る観点から、必要な範囲において条件を付すことができる。

#### (4) 工作物の新設、増築、改築、移転、外観の変更又は色彩の変更基準

工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更に係る良好な景観形成のための制限については、各ゾーン毎に景観形成基準を次のとおり定める。

#### 自然景観保全ゾーン・俯瞰景観重点ゾーンにおける景観形成基準

##### 1) 届出対象行為

工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる模様替又は色彩の変更		
工作物の種類	対象となるもの	
自然景観保全ゾーン・俯瞰景観重点ゾーン	煙突	高さ6mを超えるもの
	鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱等	高さ15mを超えるもの
	高架水槽、サイロ、物見塔等	高さ8mを超えるもの
	昇降機、ウォーターシュート等	高さ6mを超えるもの
	コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設	高さ6mを超えるもの
	自動車車庫の用途に供する施設	15㎡を超えるもの
	石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料その他これらに類する物資の貯蔵施設	高さ8mを超えるもの
	汚水処理施設、汚物処理施設、ゴミ処理施設その他これらに類する処理施設	高さ6mを超えるもの
	装飾塔、記念塔等	高さ4mを超えるもの
	リフト、ケーブルカー等の移動施設	すべてのもの

工作物の外観変更については、外観変更に係る部分の見付面積の合計が10㎡以下の場合には届出対象から除外する。

##### 2) 景観形成基準

項目	景観形成基準														
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天橋立や主要な視点場からの眺望を阻害しないよう配置する。</li> <li>・周囲のまち並み景観や周辺の既存緑地等と調和するよう配置する。</li> <li>・建築物と一体に建設等を行う場合は、建築物本体の形態や意匠と調和した形態及び意匠とする。</li> </ul>														
色彩	<p>外観</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基調となる外観の色彩は、次のマンセル表色系で示された範囲とする。</li> </ul> <p>ただし、工作物の外観において着色していない木材等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は工作物の外観の見付面積の5分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩は、この限りではない。</p> <p>また、高さ15mを超える鉄柱、コンクリート柱、木柱等については、上記にかかわらず濃茶系色の色彩を使用することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">色相</td> <td style="width: 25%;">明度</td> <td style="width: 25%;">色相</td> <td style="width: 25%;">彩度</td> </tr> <tr> <td>5YR～2.5Y</td> <td>8～5</td> <td>10R～2.5Y</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>上記の色相以外</td> <td>7～5</td> <td>上記の色相以外</td> <td>1以下</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 50%; margin-left: auto; margin-right: auto; text-align: center;"> <tr> <td>無彩色</td> <td>N7～N5</td> </tr> </table>	色相	明度	色相	彩度	5YR～2.5Y	8～5	10R～2.5Y	3以下	上記の色相以外	7～5	上記の色相以外	1以下	無彩色	N7～N5
色相	明度	色相	彩度												
5YR～2.5Y	8～5	10R～2.5Y	3以下												
上記の色相以外	7～5	上記の色相以外	1以下												
無彩色	N7～N5														



## 幹線道路沿道ゾーン・眺望景観沿道ゾーン・市街地ゾーンにおける景観形成基準

### 1) 届出対象行為

幹線道路沿道ゾーン・眺望景観沿道ゾーン・市街地ゾーン	工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる模様替又は色彩の変更	
	工作物の種類	対象となるもの
	煙突	高さ12mを超えるもの
	鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱等	高さ15mを超えるもの
	高架水槽、サイロ、物見塔等	高さ12mを超えるもの
	昇降機、ウォーターシュート等	高さ12mを超えるもの
	コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設	高さ12mを超えるもの
	自動車車庫の用途に供する施設	高さ12mを超えるもの
	石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料その他これらに類する物資の貯蔵施設	高さ12mを超えるもの
	汚水処理施設、汚物処理施設、ゴミ処理施設その他これらに類する処理施設	高さ12mを超えるもの
装飾塔、記念塔等	高さ12mを超えるもの	
リフト、ケーブルカー等の移動施設	すべてのもの	

工作物の外観変更については、外観変更に係る部分の見付面積の合計が10㎡以下の場合には届出対象から除外する。

### 2) 景観形成基準

項目	景観形成基準															
形態・意匠	・天橋立や周辺の山並みへの眺望を阻害しないよう配置する。															
色彩	外観	<p>・基調となる外観の色彩は、次のマンセル表色系で示された範囲とする。</p> <p>ただし、工作物の外観において着色していない木材等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は工作物の外観の見付面積の5分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩は、この限りではない。</p> <p>また、高さ15mを超える鉄柱、コンクリート柱、木柱等については、上記にかかわらず濃茶系色の色彩を使用することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>色相</td> <td>明度</td> <td>色相</td> <td>彩度</td> </tr> <tr> <td>5YR～2.5Y</td> <td>8～5</td> <td>10R～2.5Y</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>上記の色相以外</td> <td>7～5</td> <td>上記の色相以外</td> <td>1以下</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>無彩色</td> <td>N7～N5</td> </tr> </table>	色相	明度	色相	彩度	5YR～2.5Y	8～5	10R～2.5Y	3以下	上記の色相以外	7～5	上記の色相以外	1以下	無彩色	N7～N5
色相	明度	色相	彩度													
5YR～2.5Y	8～5	10R～2.5Y	3以下													
上記の色相以外	7～5	上記の色相以外	1以下													
無彩色	N7～N5															

#### 工作物の景観形成基準の適用に関する特例

知事が、当該工作物が存する地域の景観形成に支障がないと認めたものについては、その認定の範囲内において景観形成基準を適用しないことができる。ただし、認定を行うに当たっては、あらかじめ、良好な景観の形成に関して知事が設置した審議会等の意見を聴かなければならない。また、知事は、認定を行うに当たっては、地域の景観形成を図る観点から、必要な範囲において条件を付すことができる。

## (5) 開発行為

開発行為に係る良好な景観形成のための制限は、次のとおりとする。

### 自然景観保全ゾーン・俯瞰景観重点ゾーンにおける景観形成基準

#### 1) 届出対象行為

行為の種類	対象となるもの
主として建築物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更等	500㎡以上の行為

#### 2) 景観形成基準

景観形成基準
<ul style="list-style-type: none"><li>・周囲の自然景観等との調和に配慮し、行為の結果生じた法面等は緑化する。</li><li>・よう壁の配置、構造及び表面の仕上げに配慮し、天橋立や主要な視点場からの眺望景観の一体性を乱さない。</li></ul>

### 幹線道路沿道ゾーン・眺望景観沿道ゾーン・市街地ゾーンにおける景観形成基準

#### 1) 届出対象行為

行為の種類	対象となるもの
主として建築物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更等	3,000㎡以上の行為

#### 2) 景観形成基準

景観形成基準
<ul style="list-style-type: none"><li>・周囲の自然景観等との調和に配慮し、行為の結果生じた法面等は緑化する。</li></ul>

## (6) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更に係る良好な景観形成のための制限は、次のとおりとする。

### 自然景観保全ゾーン・俯瞰景観重点ゾーンにおける景観形成基準

#### 1) 届出対象行為

行為の種類	対象となるもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更	500㎡以上の行為

#### 2) 景観形成基準

景観形成基準
・行為の結果生じた法面等は緑化する。 ・行為完了後は緑地を復元する。

### 幹線道路沿道ゾーン・眺望景観沿道ゾーン・市街地ゾーンにおける景観形成基準

#### 1) 届出対象行為

行為の種類	対象となるもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更	3,000㎡以上の行為

#### 2) 景観形成基準

景観形成基準
・行為の結果生じた法面等は緑化する。

## (7) 木竹の伐採

木竹の伐採に係る良好な景観形成のための制限は、次のとおりとする。

### 自然景観保全ゾーン・俯瞰景観重点ゾーンにおける景観形成基準

#### 1) 届出対象行為

行為の種類	対象となるもの
木竹の伐採	500㎡以上の行為

#### 2) 景観形成基準

景観形成基準
・行為完了後、緑地を復元する。

## (8) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の<sup>たい</sup>堆積

屋外における土石、廃棄物、再生資源等の<sup>たい</sup>堆積に係る良好な景観形成のための制限は、次のとおりとする。

### 自然景観保全ゾーン・俯瞰景観重点ゾーンにおける景観形成基準

#### 1) 届出対象行為

行為の種類	対象となるもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の <sup>たい</sup> 堆積	500㎡以上の行為

#### 2) 景観形成基準

景観形成基準
<ul style="list-style-type: none"><li>・天橋立や主要な視点場からの眺望を阻害しないよう、<sup>たい</sup>堆積物を配置する。</li><li>・天橋立や主要な視点場からの眺望に配慮し、行為地外周に緑地を配置する。</li></ul> ただし、土地の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。

### 幹線道路沿道ゾーン・眺望景観沿道ゾーン・市街地ゾーンにおける景観形成基準

#### 1) 届出対象行為

行為の種類	対象となるもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の <sup>たい</sup> 堆積	3,000㎡以上の行為

#### 2) 景観形成基準

景観形成基準
<ul style="list-style-type: none"><li>・天橋立からの眺望を阻害しないよう、<sup>たい</sup>堆積物を配置する。</li><li>・天橋立からの眺望に配慮し、行為地外周に緑地を配置する。</li></ul> ただし、土地の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。

## ( 9 ) 水面の埋立て

水面の埋立てに係る良好な景観形成のための制限は、次のとおりとする。

### 自然景観保全ゾーンにおける景観形成基準

#### 1) 届出対象行為

行為の種類	対象となるもの
水面の埋立て	500㎡以上の行為

#### 2) 景観形成基準

景観形成基準
<ul style="list-style-type: none"><li>・護岸の表面の仕上げに配慮し、天橋立からの眺望景観の一体性を乱さない。</li><li>・法面が生じる場合は、樹木等で緑化する。</li></ul>

## ( 1 0 ) 特定照明

特定照明に係る良好な景観形成のための制限は、次のとおりとする。

### 対象区域全域における景観形成基準

#### 1) 届出対象行為

行為の種類	対象となるもの
特定照明	届出対象となる規模の建築物及び工作物の外観について行う行為

#### 2) 景観形成基準

景観形成基準
・特定照明は、対象となる建築物及び工作物の壁面等の範囲内に照射し、壁面等において認識される色彩は、( 3 ) 及び( 4 ) で規定する色彩の範囲とする。

## 4 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

### (1) 景観重要建造物の指定の方針

道路や公園など公共空間から望見でき、以下に示す項目に該当する建造物について、所有者の意見を聴き、合意を得た上で、景観重要建造物として指定する。

- ・地域の歴史や文化が形態意匠に色濃く表れている建造物
- ・形態意匠に一定の様式美が感じられ、地域の景観上のシンボルとなっている建造物
- ・市民に親しまれ、愛されている建造物

### (2) 景観重要樹木の指定の方針

道路や公園など公共空間から望見でき、以下に示す項目に該当する樹木について、所有者の意見を聴き、合意を得た上で、景観重要樹木として指定する。

- ・地域の歴史的・文化的な資産として価値がある樹木もしくは樹木群
- ・樹高や樹形が地域のシンボリック的存在であり、地域住民に親しまれている樹木若しくは樹木群



## 5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する 物件の設置に関する行為の制限に関する事項

### (1) 屋外広告物の表示及び掲出に関する基本事項

景観計画区域全域においては、当該区域の景観形成方針に基づき、眺望景観に対する重要な配慮を要する屋外広告物について、その表示及び掲出物件の設置に関する規制誘導の方針について検討する。

俯瞰景観重点ゾーンにおいては、ゾーンに隣接する代表的な視点場から俯瞰されることに考慮し、屋外広告物の表示及び掲出には十分な配慮を行うものとする。また、眺望景観沿道ゾーンにおいても、幹線道路沿道から天橋立への眺望及び天橋立から幹線道路が通る沿岸域方向への眺望に対して十分な配慮を行うものとする。

### (2) 屋外広告物の表示及び掲出物件の行為の制限に関する方針

#### 俯瞰景観重点ゾーンにおける行為の制限に関する方針

文珠地区、府中地区の俯瞰景観重点ゾーンにおいては、主要な視点場から俯瞰された場合における天橋立とまち並みに調和した趣ある景観を保全するため、「屋上広告物」「屋上広告塔」「突き出し型軒下広告物」などの設置について規制を行う。

#### 眺望景観沿道ゾーンにおける行為の制限に関する方針

眺望景観沿道ゾーンは、幹線道路から天橋立への眺望を得ることができる観光道路としても重要な地域であるとともに、天橋立から眺望される沿岸域と山並みへの豊かな眺望景観を保全するために、眺望を阻害する可能性の高い「建植広告物」「一般広告塔」「屋上広告物」などの設置について規制を行う。

#### 幹線道路沿道ゾーンにおける行為の制限に関する方針

天橋立や阿蘇海、宮津湾を周回する幹線道路沿道ゾーンにおける幹線道路の沿道においては、沿道景観の調和に考慮し、非自己用の建植看板などの設置について規制を行う。

## 6 良好な景観の形成に重要な公共施設の整備に関する事項

景観計画区域内の道路法による道路、河川法による河川、都市公園法による都市公園、港湾法による港湾等、良好な景観の形成に重要な次の公共施設を景観形成に重要な公共施設とし、整備に関する事項を定める。

なお、その他の公共施設についても、計画や整備の熟度と併せて地域の景観形成に対する重要度等を勘案して順次定めるものとする。

### 天橋立公園

天橋立公園は日本三景のひとつに数えられる日本を代表する景観であり、眺望景観を構成する中心的な存在として整備を図る。

- ・松林や砂嘴の適正な維持管理
- ・官民の協働による保全、育成や利活用による持続的な維持管理の取組み

### 二級河川大手川（各施設の位置図のとおり）

「宮津の歴史と自然を生かした安全で心やすらぐ水辺づくり」をテーマとして、洪水からの安全性の向上を図ることはもとより、流域及び周辺の歴史的遺産や自然を生かした河川整備を図る。

- ・城下町の風情を残す護岸や親水空間整備（大手橋付近の下流域区間）
- ・安全快適に散策できる歩行者空間整備

国道 178 号( 与謝野町字男山～宮津市字大垣、府中道路( 宮津市字大垣～宮津市字江尻 ) )、主要地方道宮津養父線（俯瞰景観重点ゾーン文珠地区内）、一般府道栗田半島線（宮津市字田井～宮津市字波路）、都市計画道路岩滝海岸線（与謝野町字男山～与謝野町字岩滝）（各施設の位置図のとおり）

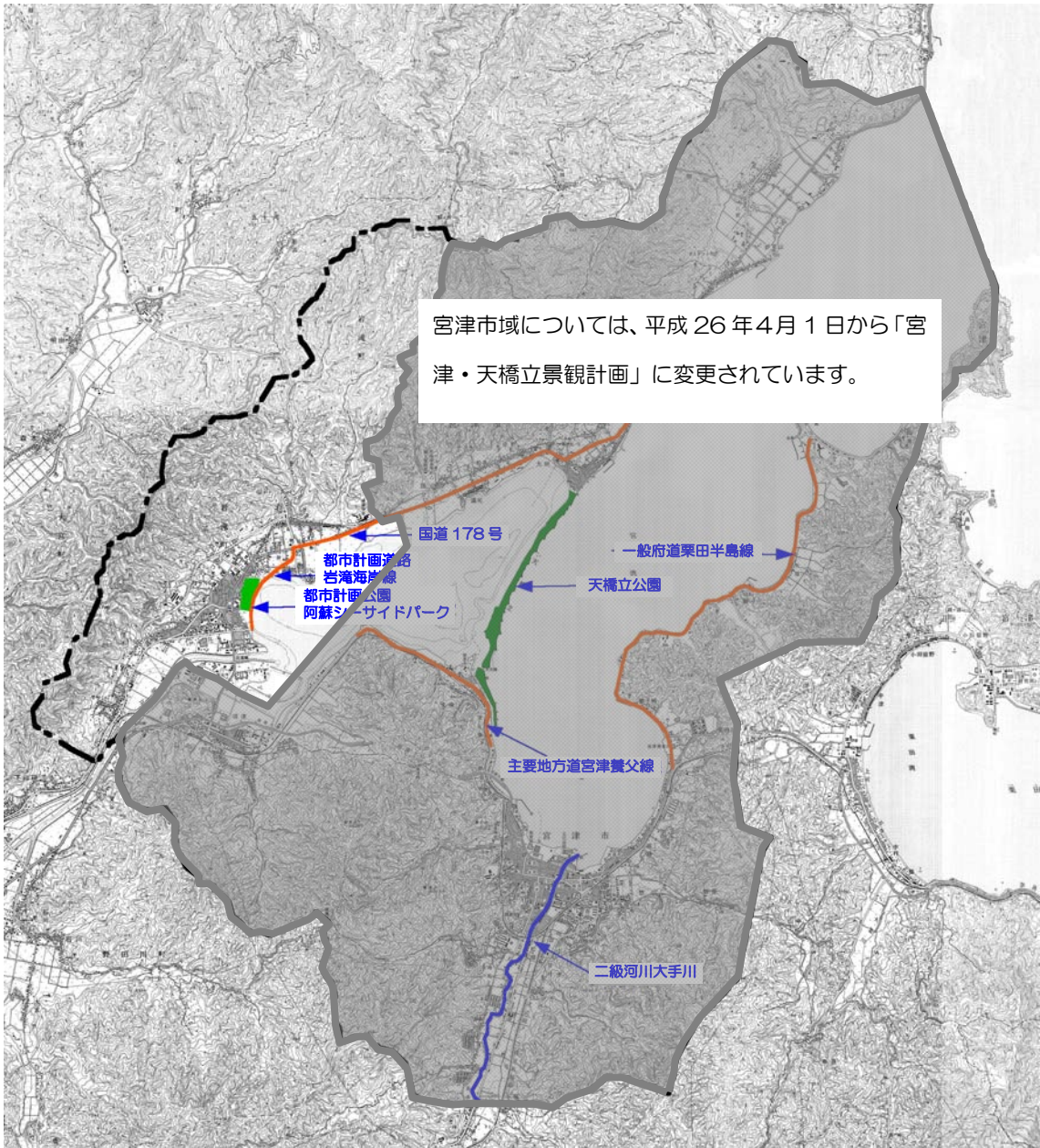
宮津湾、阿蘇海の海岸線を通る幹線道路、移動しながら天橋立や対岸の山並み等を眺望できる特徴的なルートであることから、沿道からの眺望に配慮した街路景観づくりを行う。

- ・天橋立や周辺への眺望に配慮することを基本にした、道路付属物、道路占用物等の景観配慮
- ・府中地区及び文珠地区については、無電柱化や歩道整備など街路の美装化や沿道のまち並みの景観形成を活かした観光地としての景観創造と賑わいを創出
- ・天橋立への眺望が開けた道路については、道路植栽への景観配慮

### 都市計画公園阿蘇シーサイドパーク

「人と人との交流、人と自然との共生」をテーマに、人と人、人と自然、人と産業・歴史・文化の交流ゾーンを設け整備を推進する。

- ・まちの象徴的施設として、観光レクリエーション施設や住民の憩いの場等の整備



各施設の位置図

## 7 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

---

農山村においては、天橋立周辺地域特有の自然や地形の造形等を背景として、地域の気候風土に適応した農林業の営みや暮らし、その中から生まれ受け継がれてきた伝統文化などの要素が一体となって、地域に固有の特徴ある景観が形成されてきたことから、良好な営農環境を確保しつつ、地域の特性に応じた調和ある景観の保全を図るため、景観農業振興地域整備計画を策定するものとする。

また、農山村地域は、農林産物の生産の場であり、農林業の持続的な発展により、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的な機能を発揮していることから、農山村の個性・多様性を重視し、農山村の良さの再発見を通じて、農山村らしさの回復を目指すとともに、府民共有の財産として積極的な農山村の振興を図っていくこととする。

## 8 自然公園法の規定に基づく許可の基準で 良好な景観の形成に必要なもの

---

景観法第8条第2項第5号ホに掲げる自然公園法第20条第3項の許可(同条第3項第1号及び第15号に掲げる行為に係るものに限る)の基準であって、良好な景観の形成に必要な事項は、第3節の(3)及び(4)において定める景観形成基準のとおりとする。